

東京都
中小企業
知的財産
シンポジウム

2015年12月11日(金)13:30~16:30

有楽町朝日ホール

■開場12:50 ■相談コーナーは17:30まで開設
東京都千代田区有楽町2-5-1 有楽町マリオン11F

JR(山手線・京浜東北線)有楽町駅 中央口または
銀座口より徒歩2分 / 東京メトロ(丸ノ内線・銀座
線・日比谷線)銀座駅C4出口より徒歩2分 / 東京
メトロ(有楽町線)有楽町駅D7出口より徒歩2分

主催:東京都・公益財団法人東京都中小企業振興公社(東京都知的財産総合センター)
後援(予定含む):経済産業省・特許庁・関東経済産業局・日本弁理士会・日本弁護士
連合会・東京商工会議所・(公社)日本技術士会・(一社)発明推進協会・東京都
商工会連合会・東京都中小企業団体中央会・公立大学法人首都大学東京・地方独立
行政法人東京都立産業技術研究センター(順不同)

TOKYO METROPOLITAN INTELLECTUAL PROPERTY CENTER
2015

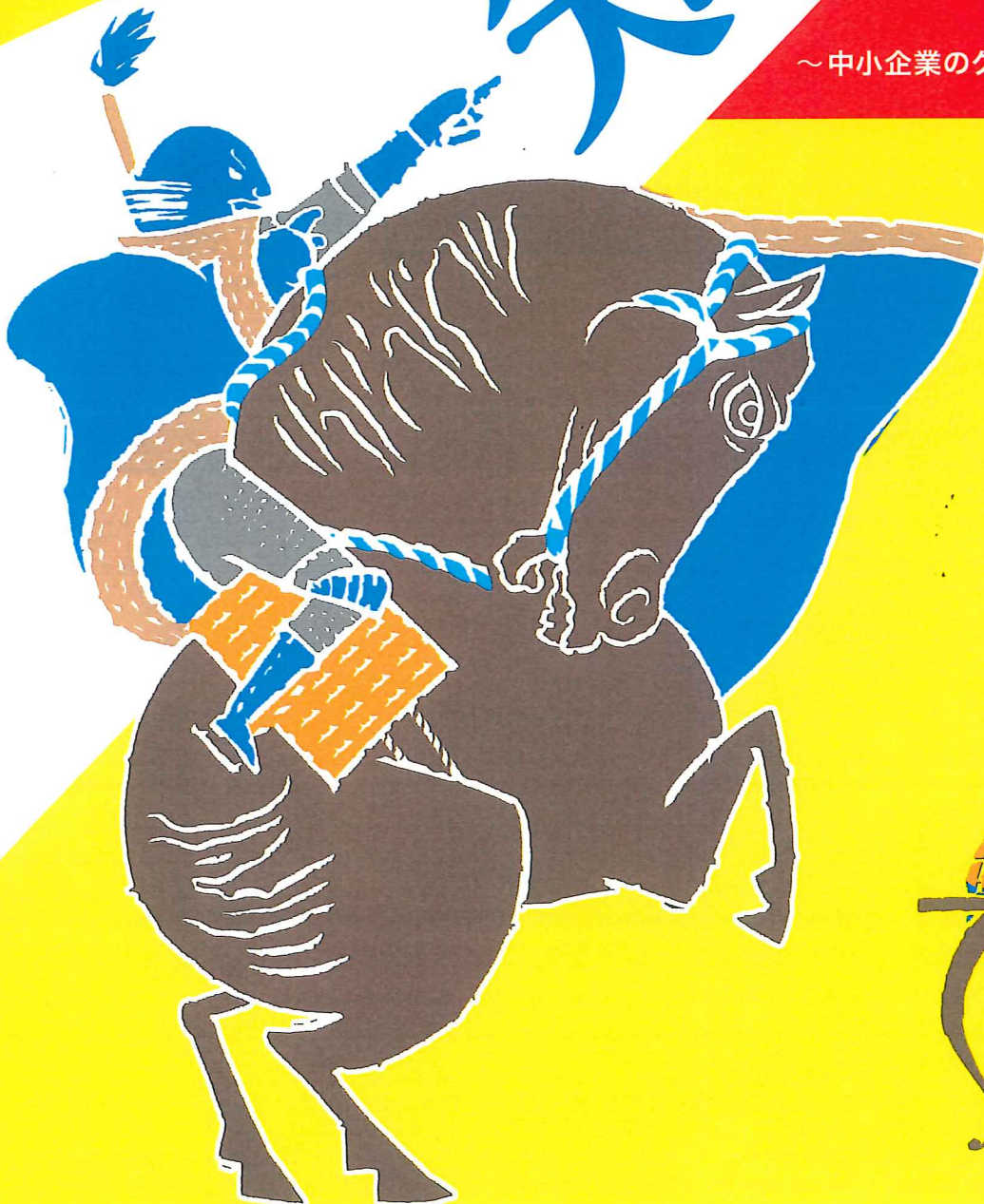
詳しい情報は公式Webサイトへ <http://www.chizaisympo-tokyo2015.jp>

聴講
無料

知を備えよ。

アジアとともに
未来へ向かう

~ 中小企業のグローバル展開と知的財産 ~



知を備えよ。

東京都
中小企業
知的財産
シンポジウム

アジアとともに
未来へ向かう

～中小企業のグローバル展開と知的財産～

プログラム

13:30~13:35	開会挨拶 公益財団法人東京都中小企業振興公社 理事長 井澤 勇治
13:35~14:35	第一部 基調講演 「アジアにおける事業展開に必要な知的財産の備え」 模倣品問題、侵害リスク、技術ノウハウ流出防止を中心に 渡部 俊也氏 (東京大学政策ビジョン研究センター教授・一般社団法人日本知財学会会長)
14:45~16:20	第二部 パネルディスカッション 「ASEAN・中国における中小企業の知財戦略」 モデレータ 黒瀬 雅志氏 (黒瀬IPマネジメント代表/弁理士) パネリスト 二宮 朝保氏 (株)セベル・ピコ 代表取締役/タイセベルピコ 代表取締役) 成富 正徳氏 (大成プラス(株)会長) 大熊 靖夫氏 (特許庁 主任上席審査官/前ジェトロ・バンコク事務所知的財産部長) 張 青華氏 (天達共和律師事務所 中国弁護士) 小山 雅夫 (東京都知的財産総合センター 知財戦略アドバイザー)
16:20~16:30	第三部 知的財産総合センター事業紹介 波多江 重人 (東京都知的財産総合センター所長)

●会場内ブースで知的財産に関する専門相談が受けられます(開場から17時30分まで)。

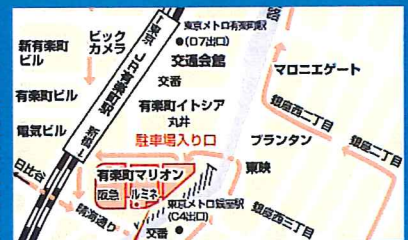
2015年12月11日(金)13:30~16:30 有楽町朝日ホール

会場へのアクセスはwebサイトへ <http://www.asahi-hall.jp/yurakucho/>

聴講のお申し込みは公式ウェブサイトか、ファックスにて!

Web <http://www.chizaisympo-tokyo2015.jp>

Fax 03-5644-7397



【お問い合わせ先】東京都中小企業知的財産シンポジウム事務局 〒103-8548 東京都中央区日本橋小網町14番1号住生日本橋小網町ビル3F
TEL.03-5644-7499 FAX.03-5644-7397 E-mail:info@chizaisympo-tokyo2015.jp

お申し込みファックスシート ※下記全項目をご明記の上、ファックスにてお送りください。

肩書	経営者・役員	管理職	従業員
法人名： ふりがな		部署名：	
ご氏名：		ご住所：〒	
TEL：	FAX：	e-mail：	
該当する欄に○をつけてください。			
開発、研究、設計	製造業等(資本金3億円以下、または常時使用する従業員が300人以下)		
資材、購買	卸売業(資本金1億円以下、または常時使用する従業員が100人以下)		
経営・管理、品質管理、検査	小売業(資本金5000万円以下、または常時使用する従業員が50人以下)		
生産技術、製造	サービス業(資本金5000万円以下、または常時使用する従業員が100人以下)		
営業・販売、宣伝・企画	公的機関		
その他	その他		

知財専門家による相談(無料)を希望される場合、チェックしてください。

■お申し込み締め切り：12月4日(金) ■聴講希望者多数の場合は対象外の方についてお断りする場合がございますので、ご了承ください。

■聴講券は後日メールあるいはFAXでお送りいたします。

※個人情報の取り扱いについて：ご登録いただいた情報は東京都知的財産総合センターおよび東京都中小企業知的財産シンポジウム事務局が細心の注意を払い、適切に管理いたします。

東京都知的財産総合センターは、東京都が設立し(公財)東京都中小企業振興公社が運営している機関です。